

鹿屋体育大学附属図書館文献複写規程

〔昭和60年4月1日〕
規程第3号

改正	平成元年4月1日	平成11年2月22日
	規程第1号	規程第1号
	平成元年8月24日	平成11年6月1日
	規程第7号	規程第12号
	平成2年3月26日	平成16年4月1日
	規程第4号	規程第10号
	平成3年3月5日	平成21年10月1日
	規程第1号	規程第9号
	平成4年1月8日	平成28年11月15日
	規程第1号	規程第28号
	平成8年3月29日	令和3年11月24日
	規程第10号	規程第42号

(趣旨)

第1条 鹿屋体育大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が受託する文献複写は、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除き、この規程に定めるところによる。

(受託要件)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託する。

(申込手続き)

第3条 文献複写を依頼しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ所定の手続きにより附属図書館長の承認を得なければならない。ただし、学外の機関から郵送等により適当と認められる様式で依頼があつた場合には、この限りではない。

(料金の納付)

第4条 前条の承認を得た者は、学内の依頼でその経費を移算するもの及び文献複写料金徴収猶予実施細則に定める場合を除き、別表に定める文献複写料金を前納しなければならない。

2 複写物の引渡しを郵送等で行う場合には、当該送料を徴収する。

3 一旦納付した料金は、いかなる理由があつても返還しない。

4 前3項にかかわらず、申込者が本学連携大学院で指導を受けている本学大学院学生又は大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例適用者のうち遠隔授業等を受けている大学院学生であり、1件あたりの文献複写料金が1,000円を超えない場合は、文献複写料金及び送料を徴収しない。

(学外への依頼)

第5条 申込者から依頼のあつた資料が、附属図書館にない場合又は複写することができない場合、学外の機関（以下「受付機関」という。）にその資料があるときは、申込者に代わって附属図書館が受付機関に複写を依頼することができる。

- 2 申込者は、第3条の規定に準じて附属図書館長の承認を得なければならない。
- 3 附属図書館は、第1項の依頼に係わる経費を申込者に通知し、受付機関に納入されたことを確認しなければならない。この場合において、申込者が本学学生等で、受付機関が国立情報学研究所 I L L 文献複写等料金相殺サービスの利用機関又は国立国会図書館であり、1件あたりの文献複写料金が1,000円を超えない場合は、その経費を本学が負担するものとする。

(著作権)

第6条 文献複写に関する著作権上の責任は、申込者において負うものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平元. 4. 1規程第1号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平元. 8. 24規程第7号)

この規程は、平成元年9月1日から施行する。

附 則(平2. 3. 26規程第4号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平3. 3. 5規程第1号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平4. 1. 8規程第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平8. 3. 29規程第10号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平11. 2. 22規程第1号)

この規程は、平成11年2月22日から施行する。

附 則(平11. 6. 1規程第12号)

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平16. 4. 1規程第10号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平21. 10. 1規程第9号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平28. 11. 15規程第28号)

この規程は、平成28年 11月15日から施行する。

附 則(令3. 11. 24規程第42号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

別表(第4条関係)

文献複写料金

種別	規格	単位	申込者	文献複写料金
電子複写方式 モノクロ	A3判以下	1枚	学内者	20円
			学外者	35円
電子複写方式 カラー	A3判以下	1枚	学内者	35円
			学外者	50円